

職員の懲戒処分について

令和5年10月31日

消防本部総務課

当消防組合では、地方公務員法及び佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の懲戒の
手続及び効果に関する条例に基づき、令和5年10月31日付けで、下記のとおり
職員の懲戒処分を行いました。

記

1 被処分者

消防主事補（消防士）、28歳

2 処分内容

停職6月

3 処分年月日

令和5年10月31日

4 事案の概要

令和4年10月30日（日）午後3時43分頃、千葉県四街道市内
路上において、相手側が死亡する交通事故を発生させました。令和5
年10月16日（月）千葉地方裁判所において過失運転致死罪により、
禁錮2年6月執行猶予3年の判決が言い渡され、同判決は確定しまし
た。

5 監督責任

- (1) 任命責任として、管理者から消防長に対して口頭による嚴重注意
- (2) 管理監督責任として、消防長から消防署長に対して口頭による嚴重注意

6 消防長のコメント

被害に遭われ亡くなられた方のご冥福を心からお祈りするとともに、
ご遺族にお悔やみを申し上げます。また、住民の生命身体を守る立場
の消防職員が過失運転致死罪で有罪判決を受けたことにつきましては、
当組合として重く受け止め、再発防止に向けて全職員に対する教育・
指導を強化し、住民の皆様信頼される機関であり続けられるよう努
めてまいります。